## かわさき子どもの権利の日事業実行委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市子どもの権利に関する条例第5条に規定する「かわさき子どもの権利の 日」の事業(以下「事業」という。)を、市と市民が協働して推進することを目的として、 かわさき子どもの権利の日事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 事業の企画及び実施の検討
  - (2) 事業の啓発及び広報に関すること
  - (3) その他事業目的に関わること

(組織)

- 第3条 実行委員会は、別表に掲げる団体から推薦された委員により構成する。
- 2 実行委員会は、事業の円滑な推進を図るため、部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(役員)

- 第5条 実行委員会には、次の役員を置く。
  - (1)委員長 1名
  - (2)副委員長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選任する。
- 3 役員の職務は、次のとおりとする。
  - (1)委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代理する。

(実行委員会)

第6条 実行委員会は必要に応じて、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、こども未来局青少年支援室及び教育委員会事務局総務部 に置く。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めのない事項については、こども未来局長が定める。

附則

- この要綱は、平成21年6月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年6月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## (別表) 第3条関係

- (1) 川崎市青少年育成連盟
- (2) 川崎市PTA連絡協議会
- (3) 川崎市子ども会議推進委員会
- (4) 川崎市民生委員児童委員協議会
- (5) 川崎人権擁護委員協議会
- (6) 川崎市幼稚園協会
- (7) 川崎市教職員組合